

県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱

平成 24 年 5 月 31 日制定

1 趣旨

この要綱は、県が発注する建設工事（建設工事執行規則第 2 条の工事をいい、建設工事執行規則第 6 条の資格の認定を受けている建設業者（以下「資格者」という。）に発注する公共用物の維持修繕等の業務を含む。以下「建設工事」という。）から暴力団の排除を図るための制限に関し必要な事項を定める。

2 措置の要件

知事は、次の者について県発注工事の受注者の契約の相手方となることを制限（以下「契約制限」という。）するものとする。

- (1) 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 20 条第 1 項の規定により通報された者
- (2) 暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定により公表された者のうち、建設業者等指名除外要綱（昭和 41 年 1 月 29 日制定。以下「指名除外要綱」という。）別表第 11 号の(1)から(6)の措置要件のいずれかに該当すると認められる者

3 契約制限の期間

契約制限の期間は、指名除外要綱別表第 11 号(1)から(6)に規定する措置要件の期間内で、それぞれの事案の情状に応じて知事が定める。

4 契約制限の内容

- (1) 契約制限の対象者が資格者の場合、契約担当職員（広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 2 条第 1 項の契約担当職員をいう。）並びに公営企業の管理者及びその委任を受けた職員（以下「契約担当職員等」と総称する。）は、その所管に属する建設工事において、契約制限の期間が経過していない当該資格者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方とすることを承認してはならない。
- (2) 契約制限の対象者が資格者でない場合（以下「無資格者」という。）、契約担当職員等は、その所管に属する建設工事において、契約制限の期間が経過していない当該無資格者を、下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方とすることを承認してはならない。
- (3) 契約担当職員等は、その所管に属する建設工事において、契約制限の対象者が下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方となっていることが判明した場合、別記様式第 1 号により当該契約の解除を求めるものとする。

5 契約制限措置の通知

契約制限を措置したときは、遅滞なく契約担当職員等及び当該契約制限対象者に対

して、別記様式第2号及び第3号により通知するものとする。

6 契約制限対象者の公表

契約制限を措置したときは、建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成13年広島県規則第67号）別表の建設工事入札契約情報県庁閲覧所における閲覧及び情報通信ネットワークにより公表を行うものとする

7 苦情申立て

- (1) 第2項の規定による契約制限を受けた者は、当該措置の期間内に、別記様式第4号により知事に苦情を申立てることができる。
- (2) 知事は、苦情の申立てがあつた場合は、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に別記様式第5号により回答するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- (3) 知事は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、別記様式第6号により申立てを却下することができるものとする。
- (4) 知事は、第2号の規定による回答をした場合は、苦情申立書及び同号の書面を速やかに公表するものとする。
- (5) 知事は、第2項の規定による契約制限を行う場合には、当該措置につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

8 その他

- (1) この要綱の規定は、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要領第3条の資格の認定を受けている者の契約制限等について、これを準用する。

この場合においては、次表左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務
第2項	県発注工事	県発注コンサルタント等業務
第4項第1号	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務
	資材又は原材料の購入契約その他の契約	その他の契約
第4項第2号	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務
	下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約	再委託契約その他の契約
第4項第3号	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務
	下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約	再委託契約その他の契約

- (2) この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。

様式第 1 号

平成 年 月 日

下請負契約等に係る解除請求書

(受 注 者) 様

(発 注 者) ㊤

次の工事（業務）の施工（履行）のため、貴社（あなた）が契約を締結した者の中に特約条項第〇条（暴力団排除のための契約制限）に該当する者（以下「契約制限対象者」という。）がいます。

契約制限対象者を下請負契約、再委託契約又は資材・原材料の購入契約その他の契約の相手方とすることはできませんので、当該契約制限対象者との契約を解除してください。

当該契約制限対象者との契約解除がなされない場合は、建設工事請負契約約款第 4 3 条の 3 第 1 項第 7 号（土木設計業務等委託契約約款第 4 2 条の 3 第 1 項第 7 号）に基づき、貴社（あなた）との契約を解除します。

工事名 (業務名)		
工事場所 (業務場所)		
請負金額 (委託料)		
該 当 者	住所又は所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	許 可 番 号	
	契約制限期間	

様式第 2 号

平成 年 月 日

関係局（部）課長 様
関係地方機関の長 様
関係機関の長 様

副 知 事
（建設産業課）

建設工事及び測量・コンサルタント等業務における契約制限決定通知書

県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱（以下「要綱」という。）第 5 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

契約制限対象者は、県が発注する建設工事（県建設工事入札参加資格者名簿に登載された者に発注する公共用物の維持修繕等の業務を含む。）及び測量・建設コンサルタント等業務において、受注者の（下請負契約，再委託契約又は）資材・原材料の購入契約その他の契約の相手方となることはできませんので注意してください。

なお、契約制限対象者が下請負契約，再委託契約又は資材・原材料の購入契約その他の契約の相手方となっていることが判明した場合、要綱第 4 項第 3 号の規定に基づき当該契約の解除を請求してください。

1 契約制限対象者名等

住所又は所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	
契約制限期間	

2 契約制限措置の理由

様式第3号

平成 年 月 日

代 表 者 様

広 島 県 知 事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
建設産業課

建設工事及び測量・コンサルタント等業務における契約制限措置通知書

(貴社・あなた)を次に掲げる理由により、広島県が発注する建設工事及び測量・コンサルタント等業務の受注者の契約の対象から除外します。

契約制限期間中は、広島県が発注する建設工事(県建設工事入札参加資格者名簿に登載された者に発注する公共用物の維持修繕等の業務を含む。)及び測量・建設コンサルタント等業務において、(下請負,再受託又は)資材・原材料の販売,その他の契約を行うことはできませんので注意してください。

なお,契約制限措置を受けた者は,当該制限の期間内に書面(様式第4号)により知事に苦情を申立てることができます。

1 契約制限期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 契約制限の理由

様式第4号

苦 情 申 立 書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

氏名

印

契約制限通知日	
契約制限期間	
申立事項	
申立の根拠	

様式第5号

苦情申立回答書

平成 年 月 日

(申立者) 様

印

平成 年 月 日付けで申立てのあったこのことについては、次のとおりです。

契約制限通知日	
契約制限期間	
申立事項への回答	

様式第6号

却 下 通 知 書

平成 年 月 日

(申 立 者) 様

印

平成 年 月 日付けで申立てのあったこのことについては、次のとおり却下します。

契約制限通知日	
契約制限期間	
却 下 理 由	